

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス対策における「緊急事態対策期」への
移行を受けた学校の対応について（～5月31日）

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、5月8日（土）に警戒のレベルが「緊急事態対策期」に引き上げられました。令和3年5月8日付け3教保第240-3号で部活動対応についてお知らせしておりますが、学校における感染症対策について特に御対応いただきたい点をまとめましたので、御確認ください。

なお、本通知により、文部科学省が示す学校の行動基準に変更はなく、「レベル2」を継続することとしますが、10歳代の感染者も急増していることから、学校における感染症対策の徹底をお願いします。

記

1 児童生徒及び教職員が感染者及び濃厚接触者、接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

- (1) 感染者と判明した場合
- (2) 濃厚接触者及び接触者に特定された場合

※ (1) 及び (2) に該当した場合、その情報を速やかに担当課へ報告すること。

※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。

2 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握すること。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症について不安やストレスを感じている児童生徒もいることから、健康相談等を充実させ、いじめ、偏見等に関し、適宜指導すること。
- ・ 学校の管理職は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

3 各教科や特別活動等における感染対策

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 4. 28 Ver. 6)」を参照するとともに、特に下記の点に留意すること。

- (1) 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」の取扱い
 - ① 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、地域の感染状況により、回数や時間を絞るなど、感染症対策を徹底すること。
 - ② 以下の学習活動については、5月31日(月)まで、原則中止とすること。
 - ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ③ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- (2) 特別活動等についての対応
 - ・ 修学旅行等宿泊を伴う活動については、5月31日(月)まで、原則中止とすること。
 - ・ 宿泊を伴わない活動においても、地域や学校、来訪先等の感染状況を鑑み、実施を慎重に検討するとともに、事前指導も含め、感染症対策を徹底すること。

4 部活動

(1) 実施について

- ① 自校のみの練習とすること。
 - ア 校長が認めている県内の部活動指導員や外部指導者の参加は可。
 - イ 校外での練習は可とするが、自校以外の児童生徒との交流がないようにすること。
 - ウ 卒業生、クラブチーム、学生(小・中・高・大学生等)、一般との交流は不可。
- ② 大会への参加
 - ア 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加は可(生徒及び教職員が県外で活動した場合及び県外からのチーム等と活動した場合は、帰県後及び活動終了後、14日間は行動記録をとること)。
 - イ 県内大会等への参加は可。

③ 県内外での宿泊を伴う活動は不可（ただし、上記②アは除く）。

※ ①～②の留意点

- ・ 顧問による活動開始前の健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・ 部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 参加については、本人及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加すること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 部活動ガイドラインを遵守し、より短時間で効果的な活動とすること。

(2) 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うとともに、下記の点に留意し、感染症対策を徹底すること。

- ・ 十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用し、活動すること。
- ・ 昼食時など、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて食事をするなど、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- ・ 用具等については、可能な限り共有を避けること。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用しないこと。

(3) 文化部活動を行う場合は、香川県高等学校文化連盟及び香川県教育委員会が策定した「文化部活動の実施に関する留意点」（令和2年6月3日策定、令和3年4月5日改定）を遵守すること。特に、合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁事業連盟通知）等を遵守し、感染症拡大防止に努めること。

5 その他

- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生などが、不当な理由でいじめや差別を受けることがないよう、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。